

32号

商工会だより

■発行: 福山北商工会 ■発行日: 令和2年1月

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<http://fukuyamakita.jp/>
【支所】加茂町中野1-3-2 TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

令和2年(2020年)年頭のご挨拶

2020年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様におかれましては、ご健勝にて新しい年をお迎えになりご活躍のこととお察し申し上げます。

さて、昨今の我国の経済は、これまで安定した回復基調が続いていましたが、世界的には大国同士の自国第一主義による国家間の貿易摩擦や政治的な軋轢が広がる中、これらの煽りを受けて国内景気も今までとは異なった局面を迎えており、10月の消費税増税と相まって今後の動向が懸念されます。

福山北商工会地域の中小企業・小規模事業者におかれましては、個々の格差はあるものの、以前から言われている人手不足や原材料の高騰等もあり、各業種において総じてこれまでとは異なった低調な業況が続いています。

このような状況下、福山北商工会では、「小規模企業振興基本法」に沿い、昨年度から5年間に渡る経営発達支援事業の計画推進により、地域小規模事業者の事業計画策定からその後のフォローアップ並びに販路開拓等を中心とした伴走型支援を各関係機関と連携して実施し、地域商工業者の経営改善による事業発展と事業継続に努めています。

また、昨年は消費税増税による景気後退が予想される中、当商工会では福山市と市内商工団体と連携して「プレミアム付商品券」の発行にも参画し、今回はじめて導入される消費税軽減税率についても説明会を開催する等、地域事業者の消費税に対する理解を促してまいりました。

さらに、イベント開催による地域振興事業、青年部・女性部等の部会事業の推進、また、商工会内に特別委員会を設け「福山産業団地 第2期事業」に対する地域内アンケート調査の実施や、より良い産業団地造成を目的に福山市との協議要望を重ねてまいりました。

この「福山産業団地 第2期事業」については今後の動向についての的確な情報をお伝えできるよう努力してまいります。

本年度は昨年5月に元号が平成から令和へと移り変わり、福山北商工会も駅家町・加茂町商工会の合併設立以来10年を迎えました。福山北商工会では、これまでの10年を礎として新たな気持ちで地域総合経済団体としての責務を果たしてまいりますので何卒本年も一層のご支援をお願い致します。

最後に、本年が皆様方にとって飛躍の一年でありますよう心よりお祈り申し上げまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年1月1日

福山北商工会 会長 二 畠 直 敏



「第11回会長杯ゴルフ大会」開催

秋空の下、福山北商工会「第11回会長杯ゴルフ大会」が11月3日(日)新市クラシックゴルフクラブにおいて、19組71名の参加をいただき盛大に開催されました。

コンペはダブルペリア方式で行われ、有限会社やまだ組の山田和則さん(OUT49 IN45)が見事優勝され二畠会長から優勝カップと商品が授与されました。

また、準優勝には株式会社ゴトウ繊維の後藤勲さん(OUT42 IN39)が、ベストグロ賞は株式会社山森の松山清人さん(OUT40 IN37)が見事受賞されました。



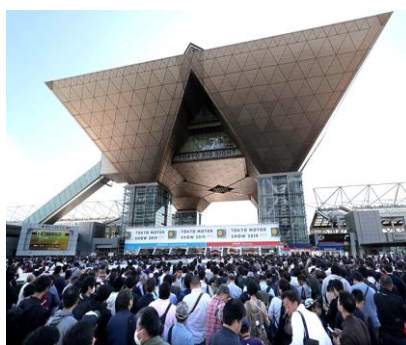
三部会合同視察研修事業

今年度の三部会合同視察研修事業は、商業サービス業部会が主幹で『TOKYO2020 開催都市の発展を視る横浜&東京ぐるり探訪』を企画。

10月27日(日)・28日(月)に、参加者25名にて横浜赤レンガ倉庫や中華街、新国立競技場、銀座、東京モーターショー、浅草観音と仲見世、隅田川下り等を視察いたしました。

初日は、新横浜から宿泊先の銀座まで一日貸切バスでの移動でした。東京での交通手段として電車を利用することの多い参加者は車中からの街並みも楽しみ新鮮な視察となりました。

また、夜の銀座中央通りを歩いて夕食店に向ったり、視察研修では珍しいフレンチを楽しんだり、日頃交流のない会員同士が親睦を図れ、大変有意義な時間を共有することが出来ました。



令和元年度広域講習会へ工業部会事業として参加

工業部会事業として、11月26日(火)福山生涯学習プラザにて開催された広島県商工会連合会主催の令和元年度広域講習会へ17名が参加しました。今回の講習会は、ディズニー・NASAが認めた「成長を続ける輝き企業の経営戦略」～楽しくなければ仕事じゃない～をテーマにHILLTOP代表取締役副社長 山本 昌作氏が講演されました。油まみれの鉄工所がなぜ世界のVIP企業に認められたのか、売上8割の大量生産を捨て単品加工工業へ変革。そしていつか白衣を着て働く夢工場にしてみせる!と社員教育に情熱を注ぎ、フルオーダーメイドの24時間無人加工を世界で唯一成功させ、社員5名だった鉄工所は、年間2,000名以上が見学を訪れる次世代工場に成長。売上・社員数・取引先は10年右肩上がり、利益率20%の企業に大変革させた山本氏の経営戦略を参加者の皆さんも熱心に拝聴されていました。



～令和元年度福山北商工会経営発達支援事業～

『ファッションワールド2019秋』出展報告



【出展目的】

首都圏で開催される日本最大級の展示会に出展することで、小規模事業者の販路開拓を支援すると共に、一般消費者やバイヤーの視点から自社商品の需要動向を調査し、商品やサービスのブラッシュアップに繋げる。

【ファッションワールド東京の内容】

日本最大のファッション総合展で、国内外から数多くのバイヤーが集まり出展者・商談金額等も年々増加しており2019秋に於いては、出展者数1,050社、来場者数は10月2日(水)7,470人・10月3日(木)7,294人・10月4日(金)5,475人の3日間合計20,239人で前年を上回る展示会となった。

【支援対象者】

下請け業者からの脱却を目指し、新たに開発した自社商品の販路開拓や独自技術により販路の拡大を目指す小規模事業者を支援対象とする。

【支援内容】

具体的な支援内容は下記3点を実施。

- ①販路開拓を目指す小規模事業者及び販路開拓が必要と思われる小規模事業者を事前にリストアップし、経営指導員等が直接事業者に対し参加を促した。
- ②店舗演出の専門家を活用し、「出展ノウハウ習得講習会」を開催。展示会への出展事業者や展示会へ出展しない事業者も日々の店舗演出に参考となるような、展示方法に関するノウハウを習得できる講習会を行った。
- ③経営指導員が展示会等に同行し、展示会主催者と出展事業者との連絡調整並びにバイヤーやショップ店員から収集したデータや意見を取りまとめ出展事業者に提供した。

また、『ファッションワールド東京2019秋』への出展時に自社開発商品や重点商品、主力商品等の需要動向調査も併せて実施。

【支援企業】

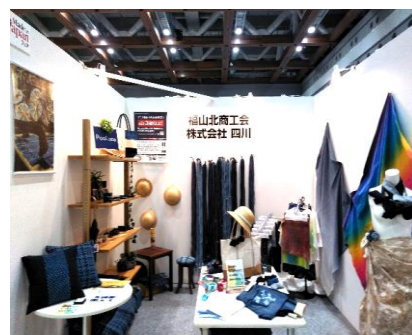
① (株)アパークス・サトー



② (株)シーエヌティー



③ 四川(株)



④ 篠原テキスタイル(株)



⑤ 田和被服(株)



【今後の展望】

- ① 2 回の出展を経験し、更なる出展事業者の増加を目的とした出展経費の削減と効率的な補助金活用により、販路開拓小規模事業者数向上に努める。
- ② 本年度出展者にプラスして参加希望者を募り福山北商工会からの参加を増やす。
- ③ コラボ商品については、引合いに対する十分な対応が可能となるよう生産面における仕組み作りや、知財対応等に関する支援を行う。
- ④ 出展事業者の事業計画に基づいて、計画的に販路開拓を支援することで支援先事業者の売上の増大を目指す。

合同チラシ『ほく部長だより』発行！

令和元年度伴走型小規模事業者支援推進事業として、販路開拓・需要開拓を支援目的に管内小規模事業者の皆様へ合同販売促進チラシ『ほく部長だより』の掲載募集を行ない、30事業者の合同チラシを作成、11月20日（水）に朝刊折込いたしました！

クーポンや割引券等お得な特典のチラシとなりましたので、是非ご覧ください。チラシの有効期限は令和2年1月20日までとなっております。チラシは商工会窓口へも配置しております。掲載事業者のお店をご利用ください！



【女性部】 女性部通信『ダリア』発行!!



今回、初の試みとして女性部を会員の皆様へ知っていただきたいとの思いを込めて女性部の活動を紹介する女性部通信『ダリア』を発行致しました。商工会だよりと同封して全会員事業所へお送りしていますので是非ご覧ください。

また、令和2年2月5日には、太鼓ユニット我龍の代表 竹内孝志氏をお招きし、簡単な和太鼓エクササイズで冬の寒い時期に固まりがちな体をほぐしたり、和太鼓の演奏もご披露いただきます。

なお、詳細につきましては女性部員の皆様へご案内をお送り致します。
お誘いあわせの上、ご参加宜しくお願い致します。

新入会員紹介

(期間：令和元年10月1日～令和元年11月27日)

事業所名	代表者名	住 所	業 種
マグドウィズヴィンチ ヒーリングの郷福山至温	岸本 誠士	駅家町万能倉	整体
インテリア和興	貞清 泰士	駅家町万能倉	寝具小売業 ★

★ 印は法人成りまたは代表者変更による加入



福山市統計調査「統計ふくやま」による調査結果



「統計ふくやま」は、福山市が人口、産業、教育、文化など各分野にわたる基本的な統計資料を独自に、年1回収集し市勢の現況と推移を明らかにしたもので、基本構想に定める将来都市像「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市～ばらのまち福山～」の実現を目指し各方面の企画立案、学術研究への活用を促している。

【調査の狙い】

当地域の人口及び世帯数、町別、産業別事業所数及び従業者数を調査し管内の経済動向として公表する。

*町別の世帯数及び人口総数（令和元年9月末現在）

	駅家町	加茂町	山野町
世帯数（世帯）	12,655	4,944	323
人口総数（人）	30,730	11,474	604

*産業別従業員・事業所数（平成28年6月1日現在）

	従業員数（人）			事業所数（所）		
	駅家町	加茂町	山野町	駅家町	加茂町	山野町
農林漁業	18	72	0	1	3	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	801	356	27	102	49	6
製造業	3,000	554	96	207	52	8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	8	0	0	1
情報通信業	35	0	0	3	0	0
運輸業・郵便業	379	149	0	19	10	0
卸売業・小売業	1,744	433	30	230	47	3
金融業・保険業	118	8	5	15	3	1
不動産業・物品賃貸業	154	20	1	45	8	1
学術研究専門・技術サービス業	159	21	1	26	7	1
宿泊業・飲食サービス業	706	25	0	61	11	0
生活関連サービス業・娯楽業	284	55	2	90	25	2
教育・学習支援業	126	32	0	33	8	0
医療・福祉	1,915	489	2	91	31	1
複合サービス事業	80	22	3	8	4	1
サービス業（他に分類されないもの）	248	57	17	52	21	7



年末調整と令和2年分からの改正・変更について



今年も年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は給料や賞与等の支払の際に源泉徴収をした税額と、その年（1～12月）の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比較して、その過不足を精算する手続きです。令和元年分年末調整の提出期限や必要書類、令和2年分からの改正・変更について抜粋してお知らせ致します。

なお、令和2年分からの改定・変更の詳細は国税庁ホームページ“年末調整の仕方”をご覧ください。

【提出期限】

■源泉所得税の納付期限

＊納期の特例の承認を受けていない場合

令和2年1月10日（金）

＊納期の特例の承認を受けている場合

令和2年1月20日（月）

■税務署・各市町村へ給与支払報告書の提出期限

令和2年1月31日（金）

【必要書類】

■個人番号カード（個人番号通知カード）

■国民健康保険料額

■国民年金基金が発行した証明書類

■生命保険・損害保険料控除証明書

■小規模企業共済等掛金の証明書類

■住宅借入金等特別控除申告書

■前職がある場合は前職の源泉徴収票

■税務署から送られてきた書類

■年間の賃金台帳 など

【令和2年分からの改定】

1－1 源泉徴収税額表の改正

下記〔参考〕1のとおり、給与所得控除及び基礎控除に関する改正が行われ、令和2年分以後の所得税から適用されることとなりました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

令和2年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「令和2年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

1－2 「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」の変更

「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加され、令和2年分から様式が変更となりました。

〔参考〕令和2年分から適用される源泉所得税に関する改正事項

次の1から4までの改正は、令和2年以後の所得税について適用されますので、令和2年分の年末調整の際はご注意ください。

1. 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

(1) 給与所得控除の改正

イ 給与所得控除が一律10万円引き下げられました。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

(2) 基礎控除の改正

イ 基礎控除が10万円引き上げられました。

ロ 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

2. 所得金額調整控除の創設

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

4. 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設等

5. 住宅借入金等特別控除の改正 （2～5の改正の詳細については国税庁ホームページをご覧ください）

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達手段として
当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上 損金（法人）または 必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内
（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！

事業主(給与支払者)の皆さまへ
広島県と県内全23市町からの重要なお知らせです。

2020年度から個人住民税が 原則特別徴収となります。

広島県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、全23市町で2020年度から、従業員の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。事業主の皆さまによる特別徴収は法律上の義務ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。
(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

現在、給与から特別徴収されている方は、これまでの取り扱いから変更はありません。

特別徴収による納税手続きの流れ



従業員
(納税義務者)

4 特別徴収税額決定通知書の
配付(納税義務者用)
(5月31日まで)

5 住民税を給与から天引き
(6月分から翌年5月分まで)



事業主
(特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

2 税額の計算
3 特別徴収税額決定通知書の
送付(特別徴収義務者の指定)
(5月31日まで)

6 住民税を納入
(翌月10日まで)



市 町

特別徴収Q & A



どのような場合に
特別徴収しなければなりませんか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、**事業主は原則として特別徴収しなければなりません。**



従業員から普通徴収で納めたい
と言われるが・・・

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により、特別徴収しなければならないことになっています。したがって、**従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。**



特別徴収にするメリットはあるのですか？

事業主

個人住民税の税額計算を市町が行うので、通知された税額を納めていただくだけです。所得税のように事業主が**税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。**

従業員が常時10人未満の事業所には、市町に申請することにより年12回の納期を**年2回とする制度**があります。

従業員

金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。また、特別徴収は納期が年12回なので、**普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくすみ**ます。

普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについて

- 【A】退職者・5月末日までに退職予定の方(休職者を含む)
- 【B】給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方
- 【C】給与が毎月支給されない方(不定期支給)
- 【D】他の事業主から特別徴収されている方(乙欄該当者)

※一部の市町では当面、従業員2人以下の事業所は普通徴収とされる場合があります。
詳しくは各市町にお問い合わせください。



*チラシに関するお問合せ 広島県総務局税務課 ☎082-513-2329 *福山市お問合せ 市民税課 ☎084-928-1021

本 所

【事務局長】赤澤 準次

【経営指導員】荒川 雅和

南 夕佳里

黒田 大樹

【補助員】山本 千春

【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

支 所

【経営指導員】小笠原 匡志

【補助員】三島 絵里子



商工会費は口座振替を
お願い致します

地区総代の皆様の負担軽減と事務処理の合理化を目的に商工会費納入について口座振替をご利用下さいますようお願い致します。